

社会復帰促進等事業の令和5年度予算執行状況(執行率が80%未満の事業)

資料3

(単位:千円)

6年度 事業 番号	5年度 事業 番号	5年度 評価	事業名	5年度の事業概要	5年度の執行率が低調であった理由	5年度の執行率を踏まえた令和6年度事業の見直し	令和5年度		
							予算額(①) (行政経費 を除く)	決算額(②) (行政経費 を除く)	執行率(%) (②÷①× 100)
11	11	A	休業補償特別援護経費	労働基準法第76条に基づき使用者が行う休業3日目までの休業補償について、事業場の廃止等、やむを得ない事由で受けることができない被災者に対し、休業補償3日分相当額を支給するもの。	予算額の算定基礎となった直近の執行実績に比べ、申請件数が少なかったことによるもの。	令和5年度においては、申請件数が26件となり、執行率が約56%となったものであるが、直近10年間の平均申請件数は約52件となっており、次年度以降申請が増加する可能性もあるところである。また、本事業については、やむを得ない事由で休業補償を受けることができない被災者に対して援護の措置を行う趣旨から創設されたものであり、執行率の観点だけで評価を行うことは適切ではないものと考えられることから、過去実績を踏まえた上で所要の予算要求を行う。	1,053	593	56.3%
19	19	B	職場における受動喫煙対策事業	(1)行政経費 受動喫煙対策の必要性・重要性について、リーフレット等を用いた周知啓発、事業場に対する意識調査等を行う。 (2)委託費 全国の事業場からの受動喫煙対策に関する相談について、コンサルタント等の専門家による相談窓口(電話・実地)を開設する。また、周知啓発のための説明会を全国で開催する。 (3)補助金 中小企業事業者(既存特定飲食提供施設を営む者に限る。)であって喫煙室を設置する等の措置を実施する事業場に対して、費用の一部を国が助成する。	助成金の助成対象は健康増進法附則第2条第2項で定める既存特定飲食提供施設の事業主のみであるが、人件費や原材料費の高騰などの影響により、想定よりも利用回数が伸びなかったと意料している。	電話相談件数は相談者からの電話相談のニーズに対応できているため、引き続き実施する。また、助成金は、対象の既存特定飲食提供施設は、引き続き改正健康増進法の措置猶予事業場とされていることから、受動喫煙対策のために今後も一定の需要が見込まれ、対象の事業者から必要とされた際に対応できるよう実績を勘案して予算要求を行う。	258,354	171,266	66.3%
23	23	A	メンタルヘルス対策等事業	働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」において、職場のメンタルヘルスに関する総合的な情報提供を行うとともに、メンタルヘルス不調、過重労働による健康障害に関する相談窓口の設置や、メンタルヘルス・シンポジウムの開催等を行う。	入札により、予算額より低廉な価格での調達となったため。	成果目標は達成しているところであり、引き続き施策を継続する。令和5年度においては、予算の執行率は約66%となったが、こころの耳の相談件数は前年より増えており、労働者のニーズは高い状況にある。事業実績を踏まえた上で、必要な相談体制等が確保されるよう予算要求を行う。	301,059	197,932	65.7%
24	24	A	治療と職業生活の両立支援事業	労働者の治療と仕事の両立支援について、回復・継続して治療が必要となる疾病を抱えた労働者の就労継続に関する事例の収集及び就労継続のあり方に関する検討を行い、就労継続支援の手引きを作成する。また、両立支援の一層の取組の促進を図るため、広報用ポータルサイトの設置、シンポジウムの開催等を行う。	予算要求のうち「課題・取組効果把握及び分析事業(約130万円)」は、両立支援についての調査が実施されたことにより効果把握による結果を得られたため、この事業の調達をしなかった。また、環境整備を進めるための参考資料や労働者の申出から両立支援プラン策定までの個別支援に資するコンテンツの内容を見直したため概算所要見込額が予算額よりも低いものとなった。	成果目標は達成しているところであり、引き続き施策を継続する。今後も、労働者の治療と仕事の両立を支援するために、引き続き、企業や医療機関、労働者に積極的に周知を行う必要がある。	115,082	87,450	79.40%
32	32	D	母性健康管理等対策費	企業、事業主等に対し、母性健康管理を含む働く女性の健康について、専用サイトの運用、研修会の実施、啓発資料の作成等を行う。	本事業には、「新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇制度導入助成金」を含むが、令和5年度当該助成金は廃止し、令和5年3月末までに休暇取得要件を満たした事業主に対し経過措置として支給することとしたが、執行が予算額よりも低いものとなった。	当該助成金の廃止	195,621	68,219	34.9%
37	37	B	過重労働の解消及び仕事と生活の調和の実現に向けた働き方・休み方の見直し	①働き方改革推進支援助成金 中小企業・小規模事業者が時間外労働の上限規制等に円滑に対応するため、生産性を高めながら働く時間の縮減に取組む場合において、中小企業や傘下企業を支援する事業主団体に対する助成を行う。 ②中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業 働き方改革実行計画で示された、非正規雇用労働者の処遇改善や、過重労働防止に資する時間外労働の上限規制への対応に向けた弾力的な労働時間制度等の労務管理に関する技術的な相談支援を行うため、民間事業者への委託により、47都道府県に「働き方改革推進支援センター」を設置し、関係機関と連携を図りつつ、労務管理・企業経営等の専門家による個別相談支援や電話相談等を実施する。	①働き方改革推進支援助成金について、助成上限額の高い適用猶予業種等対応コースの申請を見込んでいたが、同一年度に複数のコースを申請することができず、助成上限額の低い労働時間短縮・年休促進支援コースに申請が集中したことにより、予定よりも低調となった。 ②中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業について、予算額に対する入札額の割合が約70%と、予定よりも低廉な価格での調達となったため、結果として全体の執行率も低調となった。 予算額に対する支給決定額の割合78.2%(助成金の予算額64.3億円/支給決定額50.3億円)	①令和6年度については、業種別課題対応コース(旧適用猶予業種等対応コース)において、他コースの成果目標を選択できるようしたこと等の見直しを行ったところ。使用者団体等を通じ、周知に力を入れ、執行率の向上を図るとともに、執行状況も踏まえ、所要の予算要求を行うこととする。 ②令和6年度については、働き方改革関連法が全面施行されたことを踏まえ、周知広報の見直しを行い、効果的かつ効率的な事業実施に努めることとした。今後も実績を踏まえつつ、所要の予算要求を行うこととする。	8,604,989	6,608,740	76.8%
39	39	A	医療労働者の確保・定着に向けた勤務環境改善のための取組	①各都道府県が設置主体となる、医療機関に対する勤務環境改善をワンストップで支援するための「医療勤務環境改善支援センター」に医療労務管理アドバイザーを配置し、医療機関からの労務管理等に関する相談支援等を行う。 ②医療機関に対するアンケート調査、医療従事者の勤務環境改善に向けた手法の確立のための調査・研究。 ③医療機関の勤務環境改善に関する好事例等を掲載したウェブサイトの運営。	①都道府県労働局ごとに調達を実施しており、全体として予算額より低廉な価格での調達となったため(執行率74.7%) ②一般競争入札の結果、予算額より低廉な価格での調達となったため(執行率81.4%) ※③については執行率99.7%	仕様書上の業務目量を調整のうえ明確にし、執行率の向上を図る。	926,574	701,477	75.7%